

鎮西談議所

川添, 昭二
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178709>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 18, pp.1-49, 1973-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

鎮西談議所

川 添 昭 二

はじめに

鎮西特殊合議訴訟機関は二年足らずで廃止された。異国防御の最先端地である鎮西ではその任を全うするため関東・六波羅への参訴は禁止されていた。しかし蒙古襲来を機として日本の社会体制はそれまでの構造的矛盾を急激に露呈しつつあり、なканずく、外寇をもろに被り、異国防御の任を直接負担した鎮西ではとくに顕著であった。それは具体的には訴訟の形をとってあらわれた。いっぽう蒙古再襲の危機は去りやらず、異国防御の前線基地である鎮西では、前述のように、訴訟のため武士たちが防御の任を放擲して関東・六波羅へ参訴することを許されなかった。鎮西独自の訴訟機関を設ける必要性の度合いはきわめて高かったのである。こうして弘安九年（一二八六）七月、いわゆる鎮西談議所が設けられた。

鎮西談議所の存在・所在地・所管事項等、その歴史的 성격について全般的に詳説されたのは相田二郎氏の「異国警固番役の研究」（昭和六年二月『歴史地理』五八卷五号）が最初である。次いで石井良助氏が「鎌倉時代の裁判管轄——主として武家裁判所の管轄——」（昭和一四年一〇月『法学協会雑誌』五七卷一〇号）で鎮西談議所に触れ、所管事項について相田氏の説をいっそう明確にされた。さらに佐藤進一氏が「鎮西談議所」（昭和一八年四月、『鎌倉幕府訴訟制度の研究』）で、相田・石井両氏の所説を批判・再検討し、史料を網羅して鎮西談議所の全貌を解明された。関係史料のほとんどを駆使し、これ以上つけ加えるものはないかにみえる（以下、同書の引用は頻繁であるので頁数を示すにとどめる）。

鎮西談議所

鎮西談議所の権限は訴訟審理のみに限られ、一般的軍事的御家人統率の権限は有しなかったこと、鎮西談議所の存続期間は北条実政の下における鎮西引付衆の任命まで引き下げうることを結論とする瀬野精一郎氏の「鎮西談議所」(昭和三四年五月『社会と伝承』三卷二号)は、佐藤氏の史料解釈に批判を加えた所説である。瀬野氏以後現在に至るまで鎮西談議所に関する専論としては、奈須真一氏の「鎮西談議所の性格」(昭和三五年八月『社会と伝承』四卷三号)が出されただけである。同論は相田・佐藤両氏の説を適宜折衷按配して鎮西談議所の所管事項を訴訟関係と恩賞配分とに分類できること、それにある程度社寺の問題に及んでいたことなどを述べたものである。瀬野氏の所説については触れていない。

以上の諸先学の考説によって鎮西談議所の問題点はあますところなく提示された観がある。しかし精細に渉猟すれば、諸先学のふれられなかった史料もいくらかはあり、関係史料を再整理してみると、確定的な解釈が施されたやにみえる史料でも、おのずから別途の解釈を施さねばならぬものもある。本稿では関係諸史料の再整理の上に立って、佐藤進一氏の項目立てに準拠し、鎮西談議所について、名称・所在地・構成員・権限・存続期間の順で再説したい。なお談議所の理解について不可欠の鎮西東西奉行についても一項を立てて所見を述べる。「鎮西談議所」の表記については、以下必要と認めたとき以外は談議所と略記する。

名 称

相田二郎氏以下の先学が指摘されているように、「鎮西談議所」あるいは「談議所」とよばれていた。「鎮西談議所」というのは、武雄神社文書永仁四年(一二九六)八月日黒尾社大宮司藤原資門申状にみえるものである。「談議所」というのは、以下の諸史料にみえ、おそらくは鎮西談議所の鎮西を省略したものであろう。

薩藩旧記雜錄前編卷七

正応元年七月廿九日

沙弥某（談議所奉
行の一人）書下

新田神社文書

正応六年四月廿日

島津忠宗施行状

青方文書

年月日欠

某申状案

肥前櫛田神社文書

永仁三年十月四日

千竈大進房耀範・坂田宮内
左衛門入道連署注進状

薩藩旧記雜錄前編卷七
権執印文書

永仁六年十月日

新田宮権執印代栄仙重申状

山田文書

正安二年七月二日

鎮西北条
実政下知状

来島文書

嘉元二年十月廿六日

鎮西北条
政頼下知状

宗像辰美氏所藏文書

正中二年四月五日

鎮西北条
英時下知状案

志岐文書

元徳元年十月日

志岐弘円代寛心重申状

〃

元徳二年三月日

肥後国天草郡宮地村
地頭仏意重陳状案

談議というのは仏教の法門を論議することをいい、談議所というのは、談議を行なう場所、すなわち宗教施設のこと（¹）をいう。鎮西談議所の名称も、右の仏教用語と無関係ではあるまい。訴陳裁断の過程を法義の論談になぞらえたものであらう。ちなみに、深堀家文書建武三年（一一三六）七月十一日深堀時通・同時店の番役勤仕状に「博多談議所」がみえる。これは、当時の肥前管内武士による他の警固・辻固めが寺社に限られているところからすると、法義

鎮西談議所

鎮西談議所

を談ずる宗教施設とみられる⁽²⁾。

いわゆる鎮西談議所を、御奉行所あるいは奉行所とよんだ事例が次の諸史料に見える。

志賀文書
弘安十一年三月廿日
一二八八年三月廿日
大友親時書下

小田田文書
正応元年十月 日
一二八八年十月 日
宇佐宮惣大工大神貞行申状

薩藩旧記雜録前編卷七
正応三年九月 日
一二九〇年九月 日
大隅式部三郎忠光重申状

香春神社文書
正応四年六月十八日
一二九一年六月十八日
豊前国在庁請文案

深江家文書
元応元年九月六日
一二九九年九月六日
鎮西^{北条}隨時下知状

その構成員を次の史料では奉行人とよんでいる。

新編追加
正応四年二月三日
一二九一年二月三日
関東御教書案

深堀家文書
元応元年九月六日
一二九九年九月六日
鎮西^{北条}隨時下知状

奉行所というのは、聴訴裁断の役所という一般的な名称であって、固有の名称ではない。鎮西談議所、あるいは談議所という名称が、鎌倉幕府公認の名称なのか、鎮西だけで用いられた便宜的名称なのかは判然としないし、石井良助氏の指摘のように、鎌倉幕府や六波羅探題関係の公式文書にも見えない。しかし用語に正確を期さなくてはならない申状や、とくに鎮西における正式の判決文書としての鎮西下知状にみえる名称であるから、石井良助氏のいわれるような単なる便宜的名称であったとは思えない。

注

(1) 原田敏明氏主幹の『社会と伝承』は談議所資料の収集に努力し、多くの事例報告を収めている。

(2) 明和二年(一七六五)、津田元願・元貫編の『石城志』卷七土産には「往古博多に西蓮と云う鍛冶あり、安芸国の良西といふ

者の子也、能く刀を作る、上品也、銘には筑前国談議所西蓮法師国吉云々」とあり、『筑前国統風土記拾遺』は、この談議所を妙楽寺前町のこととしている。おそらく談議所Ⅱ妙楽寺のことであろう。妙楽寺は、当時、博多北浜にあった。鎮西談議所は博多にあったので、この博多談議所と混同しないように、あえて付言した。

所在地

すでに相田二郎氏が明らかにされたように、談議所の所在地は博多であった。その直接史料は比志島文書正応四年(一二九一)三月十八日大友親時・武藤経資連署書下、権執印文書正応五年二月五日大友親時書下である。前者は薩摩国満家院中侯祐秀代蓮信の訴えにより、真偽究明のため導蓮をして博多に参向せしめたものであり、後者は、談議所奉行人大友親時が薩摩国開門宮雜掌の訴えにより、新田宮執印をして博多に出対せしめたものである。

談議所関係の史料には「宰府注進」「宰府注進状」「宰府御奉書」「宰府下知」「宰府御使」など宰府を冠する語がしばしばみられるが、ここにいる「宰府」は、談議所奉行人武藤氏をさしたり、あるいは談議所そのものをさしており、談議所の所在地が大宰府であったことを示す言葉ではない。相田二郎氏のいわれるように「最初の宰府は少弐氏の守護所が、元太宰府にあって、その注進を宰府注進といったしきたりから、その慣例によって称したまでで、実際に談議所が太宰府に存した事を示すものとは考へられない」。

談議所奉行人の召文(例えば、台明寺文書正応五年(一二九二)五月十九日武藤盛経召文案)で、相論関係者に「上府」を命じていることがあるが、これも実体としては、大宰府に参府させることなく博多への出対を命じた⁽²⁾

鎮西談議所

ものであった。同様に、談議所の裁断を「宰府下知」⁽³⁾といい談議所の使者を「宰府御使」⁽⁴⁾というのも同義である。

もともと博多は大宰府の外港として、中央からは大宰府と一体視して把握・記述されることが多く、宰府という表現をとりながら実際には博多をさしていることはしばしばであった。談議所が博多に置かれたのは、弘安七年（一二八四）の鎮西特殊合議訴訟機関が博多に設けられていたことを踏襲したものであろう（新編追加二二二条）。

しかし、博多といっても、博多のどこであったかは明らかでない。中世の「博多」は、現在の福岡市にほぼ匹敵し、黒田氏入国以後の博多（那珂川以東の町人居住地区）ではない。だが、後年の鎮西探題の所在地が、近世でいう博多地区―櫛田神社付近であるところからして、談議所の所在地も、この博多地区が考えられぬことはないが、これを明証する史料は見当たらない。

注

- (1) 『島津家文書』之二一五一九号伊作島津氏重書目録に「さいふしやうゑの入道の状の正文」（宰府浄恵経資）とある。
- (2) 外に阿蘇品保夫氏所蔵文書（『歴代鎮西志』）正応三年（一二九〇）二月廿日武藤経資書下。薩藩旧記雑録前編卷七台明寺文書正応五年（一二九二）六月三日武藤盛経書下案などがある。
- (3) 薩藩旧記雑録前編卷七検見崎文書正応二年（一二八九）八月十一日沙弥某書下案。同文書同年八月廿四日関東御教書案。
- (4) 『島津家文書』之一四九七号正応二年十一月十七日薩摩伊作庄領家雑掌地頭代等与状。薩藩旧記雑録前編卷七正応三年九月日の大隅忠光重申状にいう「奉行所御使」と同義であろう。

構 成 員

新編追加弘安九年（一二八六）七月十六日関東事書、大友文書同年同月十八日関東御教書によって、鎮西談議所の構成員が武藤経資・大友頼泰・宇都宮通房・渋谷重郷であったことが知られる。この四人は「鎮西四人頭人」⁽¹⁾といわ

れた。談議所の構成員は通例「鎮西奉行人」といわれ、単に「奉行人」といわれることもあった。⁽³⁾ 一人の奉行人を指している場合、「奉行人河内権守入道本仏」というような指称例が知られる。⁽¹⁾ いわゆる頭人は弘安九年設置の時四人であり、深堀家文書によって正応二年（一二八九）当時も四人であったことが知られる。では、談議所の構成員はこの四人の頭人だけであったのかどうか。この四人以外で談議所関係者として知られる者に、大友親時・武藤盛経がいる。まず大友親時についてみてみよう。

大友親時が鎮西談議所に関係した文書として次のような史料を提出できる。

- | | | | |
|---|--------|--------------------|---------------|
| 1 | 武雄神社文書 | 弘安十年
一二八七年二月十八日 | 大友親時・北条為時連署書下 |
| 2 | 権執印文書 | 正応二年
一二八九年八月十七日 | 大友親時・武藤経資連署書下 |
| 3 | 比志島文書 | 正応四年
一二九一年三月十八日 | 大友親時・武藤経資連署書下 |
| 4 | 〃 | 〃
五月廿七日 | 〃 |
| 5 | 新田神社文書 | 〃
六月十七日 | 〃 |
| 6 | 青方文書 | 〃
六月廿八日 | 大友親時・北条定宗連署書下 |
| 7 | 権執印文書 | 正応五年
一二九二年二月五日 | 大友親時書下召文奉書 |

1と6と7との間では明瞭な相違がみられる。1と6は親時がつねに北条為時・武藤経資・北条定宗と連署しており、7になって始めて単署となっていることである。この変化はどうしておこったのであろうか。頼泰の活動が知られるのは、正応四年十月廿日、薩摩国伊作庄雑掌勝道と地頭下野彦三郎との所務相論を談議所頭人として幕府に注進したのが最後である。⁽⁵⁾ 正応四年十月廿日以後正応五年二月五日の間に大友家の家督―守護職は頼泰から親時に移っており、談議所頭人の職も親時がついでいることが判明する。すなわち1と6から7への変化は、このことと対応しているのである。

鎮西談議所

親時が大夫家の家督―守護職を相続する以前は連署の文書を出し、相続以後は単署の文書を出していることを確かめた。ではなぜ相続以前に連署の文書を出しているのであらうか。これには次の三通りの考え方ができる。

(1) 談議所が設置されて以降、右の1〜6の間に、大友頼泰は鎮西四人頭人としての活動をしている⁽⁸⁾。一家の父子が共に頭人であることは考えられないから、この間における親時の談議所関係の事蹟は頭人としてではない。頭人以外の奉行人としての事蹟ではないかとの考えが可能であらう。とすれば、談議所の構成員は、頭人以外の奉行人が存在していたことになる。

(2) 次に、父頼泰の代理としての事蹟だとする理解も可能であらう。

(3) 親時の立場を考えるにあたって、弘安七年五月廿七日に出された「守護人并御使可存知条々」は顧みらるべき幕府法令である。⁽⁷⁾これは(イ)夜討強盗山賊海賊殺害罪科事、(ロ)悪党由有其間輩事、(ハ)博奕輩事、その他について守護人と御使とが「相議」し「沙汰」すべきことを命じたものである。石井良助氏はこの法令を九州の守護および九州に派遣された御使に与えられたものと解され、この法令にみられる守護の権限の強さに着目して、九州にだけおこなわれた特例だとされた。ともあれ、守護に特使が副うて検断にたずさわるのが、鎮西特殊合議訴訟機関設置の直前に定められていることは確かである。ただ、同機関の存続中、このことを実際に示す証跡は管見に入らない。大友親時をこの「御使」に準じなぞらえて理解することも可能である。つまり、大友親時を、幕府から直接派遣された「御使」としてではなく、九州の有力守護家の家督相続予定者から起用した「御使」として理解することである。

以上の推論を整理してみよう。(2)については、大友親時の関係国が大友氏の守護管国ではない肥前・薩摩であるところからすると、父の代理として関係したという考え方は成り立ちにくい。(3)については、守護に特使が副えられるという形式は踏襲しているとみてよいと思うが、親時が幕府から直接に特派されたとは考えがたい。

以上のようなことを考えると、1〜6の大友親時発給の連署文書は、形式的には守護に特使を副えるという統治方

式をふまえながら、談議所の奉行人として発給したものと理解できるのではあるまいか。親時が大友氏の家督を相続したあと、談議所関係者として出した文書が、頼泰のあとをうけ、頭人として出したものであるということはおのづから明らかである。

1～6で問題が残るのは、北条為時・定宗がどのような立場で連署したか、ということである。武藤経資は明らかに談議所頭人としての立場である。為時・定宗の立場を『史料綜覧』や『大宰府史料』のように鎮西奉行とみるのも一つの解釈である。⁹ 兩人とも談議所奉行人であるのとれなくもない。しかし為時・定宗関係の連署書下は何れもその守護管国肥前関係のものであるから、やはり、肥前守護としての立場とみるのが妥当であろう。そうすると、談議所奉行人と守護との連署発給文書の意味、とくにその内容、すなわち談議所と守護との権限―所管事項が問題となってくる。この点についてはあとで考えよう。

次に武藤盛経についてみよう。武藤経資の談議所奉行人としての活動は、正応四年（一二九一）六月十七日、大友親時とともに、鎮西の主要な神社の修造を沙汰せんがため、薩摩国新田宮執印を上府せしめたのが最後である。¹⁰ このあと、翌五年五月十日、幕府は六波羅探題に命じて豊後国大野庄雑掌と同国志賀村半分地頭志賀泰朝との相論を裁せしめ、武藤盛経をして下地中分させている。¹¹ これ以後、盛経の談議所頭人としての活動が続く。すなわち正応四年六月十七日以降翌五年五月十日までの間に、¹² 経資の死去を機として、盛経が父のあとを継ぎ談議所頭人となったものと考えられる。このあと盛経は鎮西探題北条実政の下で鎮西二番引付頭人になる。

前記四人頭人のうち、武藤経資・大友頼泰の活動については従来多く説かれており、筆者自身も別稿の「鎮西特殊合議訴訟機関」（『史淵』一一〇輯）や「鎌倉時代の筑前守護」（『日本歴史』二七四号）でふれているが、宇都宮通房・渋谷重郷については説かれることがほとんどないので、以下この二人の事蹟について述べておきたい。

宇都宮通房（尊覚）¹³ について述べよう。宇都宮氏は下野国御家人として著名な存在である。宇都宮信房が平家方の

鎮西談議所

阿多忠景追討のため文治三—四年に貴海島（鬼界島）にわたり、勲功を立てて豊前国田川郡伊方庄（現在の田川郡方城町伊方）をはじめ日向国の各所に所領を得、とくに豊前国衙の支配を媒介にして同国内の在地勢力として大きく発展していった。信房以降、景房—信景と続き通房に至る。通房が尊寛その人である。通房の初期の事蹟としては、文永六年（一二六九）、豊前国田川郡の香春神社造営に關して、豊前国衙の田所・税所兩職を有する通房が豊前国目代の状に背いて切符を抑留して造営が進行しなかったという事件があった。¹⁴弘安末年、安達氏滅亡の後肥後国守護が北条氏得宗の有に帰した折、通房はその守護代としての事蹟を残している。¹⁵談議所設置のころ通房は談議所頭人に肥後守護代を兼ねていたわけである。阿蘇文書には、通房の肥後守護代としての事蹟が散見する。¹⁶守護と守護代との通例の密接な關係を考えると、通房は得宗（貞時）と近い關係にあったことが想定される。つまり、談議所頭人のなかに得宗と近い關係にある有力御家人が配置されていたのである。永仁元年（一二九三）八月にはすでに得宗被官長崎氏が肥後守護代であったと考えられるので、¹⁷通房の肥後守護代在任は短期間である。通房はこのあと永仁三年には筑後守護になつてゐる（¹⁸通房のあと同職はその子頼房にうけつがれる）。これは、後述の北条兼時・時宗の東歸と何らかの關係があるように思われる。つまり通房の筑後守護職兼任は、鎮西における得宗支配を支えるものとして理解できるのである。

比志島文書の恩賞注文によつて、通房が「宗為人々」の一人として蒙古合戦の勲功賞を豊前・筑前兩国内に得ている。通房の子息盛房が岩門合戦の勲功賞として杵岐瀬戸浦預所職を得ているが、宇都宮氏が岩門合戦に際して安達氏・武藤景資討滅の側にあったことが知られる。通房が肥後守護代になったのも直接にはこの辺に理由があるのかも知れない。

通房の談議所頭人としての事蹟をみてみよう。正応元年（一二八八）六月十八日武藤経資とともに宇佐宮式年造替奉行となつてゐる。¹⁹同年十月、宇佐宮番匠惣大工弁官大神貞行がこの兩人に申状を捧げて、旧慣に従い今度の造営に

際し九国より徴する所課の一割を番匠の作業工賃として下給せられんことを申し請うているのもこのことと関係しう。²⁰⁾ 正応五年（一二九二）七月五日、通房は武藤盛經と共に、肥前国の於保四郎入道をして、もとのように肥前国執行職となしている。²¹⁾ 某年（正応四〜五年頃か）六月十九日豊前国香春社造営について、去月四日の奉書によって当国在庁に尋ね、子細はその請文にみゆることを報じている。²²⁾

次に渋谷河内権守入道について説明しておこう。渋谷氏は、いうまでもなく相模国高座郡渋谷庄に本拠をおく東国御家人の家柄である。桓武平氏を称し、平良文流秩父氏の一族である。渋谷庄司重国の子光重の五子が薩摩に下向して、東郷・祁答院・鶴田・入来院・高城各氏の祖となった。渋谷河内権守入道は、深江文書元応元年（一三一九）九月六日鎮西^{北条}下知状に「奉行人河内^{（權守カ）}入道本仏」とあるのでその法名が本仏であることが知れる。その実名は、比志島文書弘安九年（一二八六）閏十二月廿八日恩賞注文に「渋谷河内権守重郷法師^{木工助三郎入道々念跡}筑前国今原号金井手地頭職」、薩藩旧記雑録前編卷七永仁二年（一二九四）正月の差出書に「從五位下行河内守平朝臣重郷^{法名}本仏」とあるので重郷とわかる。右の比志島文書によって、重郷は蒙古合戦に従い、「宗為る人々」の一人として恩賞を受けていることが知られる。『入来文書』所収の「高城氏略系図」（同書三二二頁）によると、

△重貞 六郎、号落合、宝治二、高城ヲ領ス 六郎太郎 平三 太郎
承久ノ役、義時に属シ、宇治川ニ戦死ス △重秀 △重郷 △重藤 本仏 本性 三郎
△重雄 小太郎、下総權守、禪敵
。下略

となっている。²³⁾ 重郷は渋谷氏のうち高城氏の系統である。大友系図戸次貞直の条に引く永仁七年（一二九九）正月廿七日関東御教書によって鎮西評定衆任命のことがみえ、鎮西引付記によれば、北条実政の代の三番引付である。鎮西談議所頭人を経て、北条実政の下で鎮西評定衆に同引付を兼ねていたのである。

渋谷重郷の談議所奉行人としての事蹟で今日知られるのは次の程度である。正応元年（一二八八）七月廿五日、薩

鎮西談議所

摩国新田宮雜掌の訴えに應じて鹿兒島郡司矢上弥五郎に同宮造管用途を沙汰させている。⁽²⁴⁾ また同年八月十五日、同じく同宮雜掌の訴える同宮造管用途・国衛正税物のことにつき、矢上弥五郎を参決せしめている。⁽²⁵⁾ 博多に参決することを命じたものであろう。肥前国高来東郷庄深江村本家年貢のことに關して、越中次郎左衛門尉長員^{法名}行心と内島四郎左衛門尉光長・安富左近大夫頼泰が相論していたが、正応二年（一二八九）六月、光長・頼泰らは談議所奉行入⁽²⁶⁾ 渋谷重郷に請文を捧げている。

以上みてきたように、鎮西談議所の構成員は、大友親時の例によって、設置当初四人頭人以外に奉行人が存在していたのではないかと推測されるが、その後、頭人以外に奉行人がいたことを示す史料は管見に入らない。四人頭人の交替については、正応四年半ばからあまり遠くない時期に、武藤経資・大友頼泰がそれぞれその子の武藤盛経・大友親時にかわっている。盛経は鎮西探題北条実政のとき二番引付頭人となる。宇都宮通房^{法名}尊覚は談議所の存続期間中、頭人としての事蹟を示す一方、北条氏得宗の守護管国肥後の守護代を兼ねていた。渋谷重郷^{法名}本公は、正応二年六月以降談議所奉行人としての事蹟が知られないが、鎮西探題北条実政のときには評定衆・引付衆になっているから、談議所存続期間中は終始その奉行人であったとみてよくなるうか。鎮西談議所の最末期に「四人頭人」のうちの二人がかわったのである。正応四年以降、盛経・親時の名が表われ、在来の淨恵^資・道忍^泰・尊覚^房通にこれらが増員されたとみる佐藤氏の意見（二九三頁）は当たらないと思う。

いずれにせよ、談議所の奉行人は、現在のところ「四人頭人」程度の人数の奉行人しか検索できず、頭人以外に奉行人としての徴証がありそうなものでも、その人員は僅か一名ぐらいのものである。談議所は何といっても、武藤・大友両氏を主班とし、これに宇都宮・渋谷両氏を加えた四名を基本とする合議審理の機関であった。聴訴の事務的なことは、武藤・大友氏等の被官等が時宜に應じて下級奉行人的役割を果たしていたことであろう。⁽²⁸⁾ 吏僚群が機構的に

整備されていたわけではない。鎮西特殊合議訴訟機関や鎮西談議所を、制度的にととのったものとして理解することは避けなければならない。このことは、とくに談議所の終末を考える際問題になる。そのことについては後でふれたい。

注

- (1) 深堀家文書一〇〇号正応二年(一二八九)十一月日深堀時仲代沙弥西浄申状。
- (2) 『島津家文書』之一一九九号弘安九年(一二九六)十一月卅日関東御教書案。樺山文書正応六年(一二九三)三月廿一日関東御教書案。
- (3) 大友文書弘安九年七月十八日関東御教書案。新編追加正応四年(一二九二)二月三日関東御教書案。
- (4) 深江家文書二九号元応元年(一三一九)九月六日鎮西^{北条}随時下知状。
- (5) 『島津家文書』之一一九八号正応五年(一二九二)十二月十六日関東下知状。
- (6) たとえば、薩藩旧記雜録前編卷六弘安九年(一二八六)十一月五日関東下知状。禰寝文書弘安九年閏十二月十八日鎮西談議所奉行入連署裁許状。(この史料については別途考察したい)阿蘇家文書正応二年(一二八九)五月十二日大友頼泰太刀送文。『島津家文書』之一一九五号正応三年(一二九〇)二月十二日関東下知状。同一一九八号正応五年(一二九二)十二月十六日関東下知状所引正応四年十月廿日注進。
- (7) 『中世法制史料集』第一卷鎌倉幕府法二五四頁―二五五頁。
- (8) 石井良助『大化改新と鎌倉幕府の成立』第七「大犯三箇条―鎌倉時代の守護の権限の研究―」昭和三年四月、創文社。
- (9) 北条為時を「鎮西奉行」とするのは、おそらく『歴代鎮西要略』にのっとったものであろう。ただし、「鎮西奉行」の内容規定は明らかでない。
- (10) 新田神社文書正応四年(一二九二)六月十七日大友親時・武藤経資連署召文。
- (11) 志賀文書正応五年(一二九二)五月十日関東御教書。
- (12) 武藤経資は正応四年六月以後間もなく死去しているとみられるから、盛経が鎮西談議所頭人になったのも、これを余り遠ざからぬ頃であらう。

鎮西談議所

- (13) 恵良宏「豊前国における東国御家人宇都宮氏について」(『九州史学』二四号、昭和三八年七月)。
- (14) 香春神社文書文永六年(一二六九)三月廿三日関東御教書案。
- (15) 大慈寺文書弘安九年閏十二月廿三日長崎果円(頼綱)挙状案。同弘安十年正月廿三日関東御教書案。同年三月九日宇都宮尊覺施行状案。佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』二二九頁。昭和四六年六月、東京大学出版会。
- (16) 『阿蘇文書』之一一三号正応二年(一二八九)十一月十五日宇都宮尊覺劍馬送文。同四号正応三年(一二九〇)二月廿三日宇都宮尊覺奉書。同五号同年九月十日宇都宮尊覺奉書等。
- (17) 中村令三郎氏所藏文書永仁元年(一二九三)八月十五日他宝房願文。川添昭二『注解元寇防塁編年史料―異国警固番役史料の研究―』二七八頁。
- (18) 佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』二一八頁。
- (19) 益永文書(『大宰府天満宮史料』中世編(三八五頁)。
- (20) 小山田文書二〇号正応元年(一二八八)十月日造八幡宇佐宮惣大工弁官大神貞行申状案。
- (21) 多久文書正応五年(一二九二)七月五日宇都宮尊覺・武藤盛経連署書下。
- (22) 香春神社文書宇都宮尊覺書状案。なお、益永文書に永仁三年(一二九五)六月七日・六月十三日の宇都宮尊覺神馬送文がある。
- (23) 『統群書類従』第六輯 所収の「秀郷流系図 松田」一六、八頁、「佐野松田系図」二五、九頁は、ともに松田盛高の女子が渋谷河内権守重郷の妻であるとしている。
- (24) 新田神社文書正応元年(一二八八)七月廿五日渋谷本仏書下。
- (25) 新田神社文書正応元年八月十五日渋谷本仏書下。
- (26) (27) 深江家文書二九号元応元年(一二三九)九月六日鎮西北条下知状。
肥前櫛田神社縁起。随時

(4) 権限に関する史料

談議所の権限、すなわち、談議所がどのような事項を管轄したか、ということを考える場合、まず確認しておかねばならぬことがある。それは、深堀家文書正応二年（一二八九）十一月日深堀時仲代沙弥西淨申状に、「而依異国事、鎮西雜訴等、於宰府有沙汰之間、」とあるように、談議所が「異国の事に依つて」設けられたということである。談議所の権限は異国防御を軸にして考えるべき性質のものである。

もとより、談議所の権限Ⅱ所管事項を網羅的に明示した史料は残っていない。幕府が談議所の権限を示した直接史料として現在管見に入る主要なものは、①新編追加所収弘安九年（一二八六）七月十六日関東事書^①、②大友文書同年七月十八日関東御教書、③新編追加二五八同年関東事書（七月頃の発布）の三史料である。①②はともに著名な史料で、しばしば利用されており、本論でもすでにふれてきたが、談議所の設置理由をはじめ、構成員・権限等に関する重要な史料であるから、その史料的人格については、是非ふれておきたい。まず、その史料を掲げる。

① 一 鎮西輩訴訟事 弘安九 七 十六^②

守護人可令尋沙汰之由、先日被仰畢、雖然猶地頭御家人、寺社別当神主供僧神官、所々名主庄官以下企参訴、於自今已後者、非別仰之外、不可参関東・六波羅、令住国可致異国警固、有訴訟者、少式入道、兵庫入道、^{（宇都宮通房）（河内脱）（重郷）}薩摩入道、^{（大友頼泰）（経資）}洪谷権守入道寄合、可令尋成敗、若於国難裁許者、可令注進、雖為越訴、尋究可注申、関東居住輩訴申鎮西族者、令下向可経沙汰、於関東不可有其沙汰、

② 鎮西輩訴訟事、守護人可令尋沙汰之由、先日被仰下畢、而尚地頭御家人、寺社別当神主供僧、所々名主庄官已

下、令参訴関東云々、於自今以後、非別仰之外、不可参関東・六波羅、有訴訟者、兵庫入道・少式入道・^{（大友頼泰）（経資）}薩摩入

鎮西談議所

(房) (渋谷重郷)

道・河内権守入道寄合、可令裁許、於国難成敗者、可注進子細、雖為越訴、早尋究可注申也、但奉行人中有敵対
事者、残人々可令尋沙汰、以此旨可令相触之状、依仰執達如件、

弘安九年七月十八日

(北条貞時)
相模守 在判

(頼泰)
大友兵庫頭入道殿

(北条業時)
陸奥守 同

①②二つの史料の異同について述べてみよう。二つの史料は同一趣旨のもとに出されたものであり、大綱において異なるところはない。その大綱は次のとおりである。鎮西の輩の訴訟のことについて守護人が尋沙汰（訴訟をとりあつかうこと。調査、処罰）するよう先日仰せ下された。地頭御家人、寺社別当神主供僧、所々の名主庄官以下が関東に参訴するというのであるが、自今以後、特別のことでない限り、関東・六波羅に参訴してはいけない。訴訟があれば、大友頼泰・武藤経資・宇都宮通房・渋谷重郷の四人が寄り合い尋成敗に裁許せよ、国において裁断し難いことは（関東に）注進せよ、越訴（二義あり、(一)順序を経ずに直訴すること、(二)判決の誤りを理由に上訴すること）であっても早く尋究し注申せよ。大綱で異なる点は、事書に尋成敗とあるのが、関東御教書で裁許となっているという字句の相違ぐらいである。

二つの史料の間で異なる点は次の二箇所である。一つは、事書にある「住国せしめて異国警固を致すべし」という箇所が御教書にないことである。これは御教書の単なる欠落であったのか、あるいは意図的に、事書に載せて御教書に載せなかったのか。この説明は、おそらく二史料間の第二の相違点ともかわらう。事書末尾の「関東居住の輩」以下の文は御教書になく、御教書の「但し奉行人中敵対の事有らば、残る人に尋ね沙汰せしむべし」（奉行人中、訴

訟当事者と当敵・古敵の敵人関係になるものがあれば、残りの奉行人が訴訟に当たれ、の意が事書にない。この相違点は、おそらく、事書が関東の武士―具体的には鎮西に所領をもつ東国御家人であろう―を主として念頭において出したこと、御教書が、奉行人の一人大友頼泰にあてて直接訴訟事務に携わらせることを念頭におきながら出していること、からきていよう。事書にあつて御教書にない「住国せしめて異国警固を致すべし」という字句は、御教書にあらしめても不自然ではなく、むしろ自然でさえあるが、現在のような形になったのは、やはり事書の前述のような性質がおのずから反映したものであろう。二史料の間で、四人の人名中、頼泰と経資の記載順が違い、御教書で頼泰が先に記されているのは、それが頼泰当人に当てたものであるからだろう。

以上、①②の史料的人格について吟味した。その要旨は、地頭御家人、寺社別当神主供僧神官、所々の名主庄官以下、の関東・六波羅への参訴を止め、四人頭人をして寄合成敗せしめ、「国において裁許し難きは」関東に注進させるというものであった。だから幕府は原則的には談議所に裁断権を委ねていたのである。次に、③の全文は次のとおりである。⁽⁴⁾

③一 鎮西神領并名主等所領事 弘安九

如日来無相違各可領掌、縦雖有御使下知、先如元可令沙汰付、但非分押領并新儀濫妨事者、各寄合尋明、可令注進之由、可被仰少式入道、兵庫入道、薩摩入道、河内權守入道等

この史料は次の三点を骨子としている。(1)「鎮西神領并びに名主等の所領の事」について「旧來の如く相違無く各領掌すべし」という点。(2)かつての鎮西特殊合議訴訟機関の東使が下した下知の効力は一切認めない。(3)ただし非分押領并びに新儀濫妨の事は四人頭人で寄り合い尋ね明らめ関東に注進せよ。

幕府は鎮西談議所に鎮西特殊合議訴訟機関の任務内容を継承させながらも東使の下知の効力は否定しているのである。このことは、幕府政策の変化を明瞭に反映するものである。

鎮西談議所

鎮西特殊合議訴訟機関の方向付けをしていた政策は、時宗を頂点に、事実上安達泰盛と平頼綱の勢力均衡の線上に出されていた。それが霜月騒動によって安達泰盛の滅亡をみ、得宗専制の確立を機として変化し、ここにみられるように、鎮西特殊合議訴訟機関における東使の下知の効力を一切否定するという政策が出されるに至ったのである。このことは、談議所に対する得宗の指導・監督の強化と無縁ではない。そのことについてはあとでまた考えよう。

(四) 関東と鎮西談議所

談議所の権限を考える際もとても重要なことは、談議所が関東からどのような権限を委ねられていたか、ということである。幕府の西国統治機関である六波羅と談議所との関係も、この関東と談議所との関係のなかで考えるべき性質のものである。まず、関東と鎮西談議所との権限上の関係についてみてみたい。

前述のように、幕府は談議所に対しては、原則的には裁断権を付与し、裁許し難いものについては注進するように定めていた。しかし、その実態はどうであったろうか。実態を究明するには次のような方法がある。「A」関係諸史料を整理して、談議所の①関東・六波羅、②および守護以下に対する関係を明らかにすること、「B」とくに、談議所の存続期間中における関東・六波羅の鎮西関係発給史料を整理して、関東・六波羅と談議所および鎮西の守護以下との関係を明らかにすること。

「A」についてはすでに佐藤進一氏の周到な考证論断があり、付加することはほとんどない。「B」は関東・六波羅の下知状・御教書（とくに下知状）を収集・整理することを骨子とする。

佐藤氏は「A」の方法で関係史料を整理し、談議所の関東に対する権限について考察を加え、(一)奉行の職掌がもつばら諸事の注進にあったこと、(二)談議所の活動を伝える史料は問状・召文等の訴訟審理手続及び関東への執進・注進等に関するものが大部分であり、確定判決たることを示す談議所奉行裁許状は残っていないこと、(三)鎮西探題におい

て終局的判決権を与えられたのは実政からであること、などの事実を明らかにされた。

すなわち、談議所設置の際の関東事書にいうような、談議所の確定判決権の行使を示す事実は見当たらないのである。深堀家文書正応二年（一二八九）十一月日沙汰西浄申状にみられるように、鎮西談議所で沙汰を経ても、裁決を不満として潜かに上洛を企てるものがあつたというような実例が知られている。

談議所が確定判決権を行使していないことは、佐藤氏の論証のとおりであるが、これは鎮西関係の関東の下知状・御教書、なかならず下知状によっても確かめられる。前述の「B」の方法である。現在、談議所存続期間中の鎮西関係の関東下知状は、次表のものが残存している。関東御教書については、今はとりあげない。

鎮西談議所設置期間中の鎮西関係の関東下知状

	出典		内容
	年	月 日	
1	金剛三昧院文書	弘安九年九月廿八日	安堵
2	詫摩文書	一二八六年十月廿八日	宛行
3	曾根崎文書	〃 〃 十月廿九日	〃
4	有浦文書	〃 〃 〃	〃
5	薩藩旧記	〃 十一月五日	裁許
6	田尻家文書	〃 閏十二月廿二日	宛行
7	青方文書	弘安十年四月十日	(内容不明)
8	山田文書	〃 十月三日	
9	岡元家文書	正応元年六月廿七日	
10	多久文書	一二八八年六月廿七日	相続安堵

鎮西談議所

鎮西談議所

11	小鹿島文書	正応元年十一月廿一日	安堵
12	新田神社文書	正応二年四月七日	裁許
13	山田文書	〃 八月二日	〃
14	薩藩旧記	〃 八月廿四日	〃
15	島津家文書	正応三年二月十二日 一二九〇	和与状裁許
16	到津文書	〃 九月四日	(内容不明、裁許か)
17	佐田文書	〃 十月四日	宛行
18	金剛三昧院文書	〃 十一月廿九日	過所
19	大川文書	正応四年正月十八日 一二九一	裁許
20	岡元家文書	〃 八月廿八日	和与状裁許
21	山代文書	〃 九月二日	宛行
22	到津文書	正応五年三月十六日 一二九二	〃
23	小鹿島文書	〃 十月七日	相統安堵
24	島津家文書	〃 十二月十六日	和与状裁許
25	〃	正応六年正月十三日 一二九三	〃
26	薩藩旧記	〃 五月廿四日	〃
27	禰寝文書	永仁三年五月一日 一二九五	裁許
28	生桑寺文書	永仁四年 一二九六	(断簡)

右の関東下知状を、内容的にみてみると、相論の裁決がもっとも多く（和与状の裁許を含む）、宛行・安堵がこれに次いでいる。すなわち、相論の確定判決は、従前通り関東下知状によって、関東が直接におこなっているのである。確定判決を示す談議所の裁許状が残っていないことと、談議所の存続期間中、相論の裁決を内容とする関東下知状が多く残っていることは、おのずから関連し合う事象である。だが、確定判決権の行使はなくとも、鎮西の地頭御家人たちは「宰府において重々沙汰を経」てはいるのであるから、談議所は、瀬野氏のいわれるように、幕府の鎮西における下級裁判所的性格のものであったといつてよからう。

(ハ) 六波羅探題と鎮西談議所

六波羅探題と鎮西談議所との関係については、すでに佐藤進一氏の次のような所説がある。

談議所奉行充ての関東の命令、関東充ての奉行注進はともに六波羅を介してをり、（乙表4・7・8参照）六波羅が談議所の上位に立つことは疑ない所であるが、更に進んで、六波羅が独断を以て種々の事項を談議所に命じ、談議所の注進を受けて、これに判決を与へ得たと考定せしめる様な史料は一も存しない。寧ろ私は談議所設置の際の関東事書に「談議所に於いて裁許し難い事項は（関東に）注進せよ」とあるを排他的に解釈して、六波羅は自ら談議所に下命し、判決を与へる権限はない。所詮関東と談議所との仲介機関たるに止まると推論したい（二九六頁）。

その要旨については、筆者はほぼ同意するものであるが、細部の論証過程を異にし、その理解にもおのずから多少の相違がある。あえて私見を述べてみたい。

談議所の設置期間中、六波羅が鎮西にどのような権限を行使していたかを知るには、前項で述べたように、鎮西関係の発給文書を見るにしくはない。いま、その管見に入るものを列記してみる。⁽⁸⁾

鎮西談議所

1	福寝文書	正応二年五月廿八日	施行状案	関東安堵下文の施行
2	"	"	"	相論裁許の関東下知状の施行
3	"	正応四年十一月四日	"	関東御下文（地頭職安堵の将軍家政所下文）の施行
4	志賀文書	正応五年閏六月廿二日	"	相論裁許の関東下知状の施行（武藤盛経あて）

右の史料を通じていえることは、まず、この期間における六波羅発給の文書がすべて施行状であることである。その内容は、相論裁許の関東下知状の施行か、安堵の関東下文（将軍家政所下文）の施行かである。ここでは二つの点を指摘しておこう。一つは、六波羅は文書の最高発給主体ではないこと、すなわち、鎮西に関する相論についての裁許を下していないのである。佐藤氏もいわれているように、六波羅は最高主体となつて種々の事項を談議所に命じ、談議所の注進を受けて、これに判決を与え執行を命じる権限をもっていたわけではない。談議所の設置理由からしても、このことはおのずから明らかである。他の一つは、関東の下知は、六波羅を経、談議所奉行人にあてられた施行状もあるが、談議所が存在しているにもかかわらず、六波羅を経て直接に地頭御家人にあてられていることである。六波羅は鎮西管轄の聴訴裁断機関として不完全ではあったが、ともかく形式的には西国成敗の機関であった。そのような既設六波羅の存在が尾を引き、しかも新設談議所は、前述のように、聴訴裁断機関として、専決の度合いにおいて未成熟であった。これらのことが、右のような六波羅施行状の残り方となつて現われているのである。

次に、六波羅と談議所との直接関係はどうであつたろうか。談議所（奉行人）は訴訟を直接関東に注進しているが、六波羅を経て関東に注進している例も一例ある。大川文書正応四年（一二九一）正月十八日の関東下知状がその史料である。その内容は、宇佐宮領肥前国大豆津別符雜掌と同国御家人横大路種経との相論に関するものである。すなわち、神社と御家人の相論である。談議所が直接関東に注進するのと、六波羅を経て関東に注進するのと、二つの

場合をとっているのは、六波羅が形式的には幕府の西国成敗の機関でありながらも、実質的な権限は関東の掌握下にあったことに由るものであろう。

このことと関連して、関東が訴訟裁許について、六波羅を経、談議所奉行人にその執行を命じている例があることは注意される。それは、三聖寺領豊後国大野庄雜掌と同国志賀村半分南方地頭志賀阿法（泰朝）との相論を裁して下地中分をさせた志賀文書正応五年（一二九二）閏六月廿三日六波羅施行状の例である。前の例と共通することは、寺社と御家人との相論の裁許にかかわるものだという事である。右の二例からいえることは、訴訟に関し談議所が六波羅を経由して関東に注進し、あるいは関東から六波羅を経て談議所が執行を命ぜられているのは、残された事例としては寺社と御家人との相論だということである。しかしこのことが、六波羅を経由する場合の原則であったかどうかは明らかでない。

つまり、談議所が六波羅を経由しているのは、ほんの一、二例にとどまり、その他はほとんど関東に直接に注進している。さらにその注進も、原則的には、談議所で裁許し難い事項であった。談議所にとって六波羅の存在は、ほとんど意味をもっていない。六波羅はもともと西国成敗をそのおもな存在理由とし、鎮西はその西国の中に含まれているのであるが、実際には関東への仲継的役割しか果たしていない。弘安七年（一二八四）の鎮西特殊合議訴訟機関の設置を経、談議所の設置で、その存在理由は実質的には消滅したから、このような事態になったのである。ただ、談議所の存在が、関東の鎮西に対する六波羅の施行を排除していないところに、談議所の訴訟裁断の専決機関としての未熟さがあつたのである。それは北条実政の鎮西探題をもって克服される。

前掲表の7を最後として、鎮西探題北条実政が就任する永仁四年（一二九六）までの間、鎮西関係の六波羅発給文書は残っていない。正応五年（一二九二）の半ばごろを境として、西国成敗の機関としての六波羅の鎮西に対する政治的規定性は名実共に消滅したのである。それは、佐藤氏の主張される鎮西談議所の廃止と時期を同じくし、北条

鎮西談議所

兼時・時実の鎮西下向に先立つこと遠からぬ時期である。

(二) 鎮西管内守護と鎮西談議所

『島津家文書』之一―二九九号に、弘安九年（一二八六）十二月卅日付けの、薩摩守護島津忠宗あての次のような関東御教書を収めている。

異賊防禦事、鎮西地頭御家人并本所一円地輩、従守護之催、且令加警固用意、且可抽防戦忠功之由、先度被仰下畢、而被定鎮西奉行人等之間、若不従守護命之族出来敷、如然之輩、縦雖致合戦、不可有其賞、可被処不忠也、早存此旨、可令相触薩摩国中之状、依仰執達如件

弘安九年十二月卅日

（北条貞時）
相模守 在判

（北条業時）
陸奥守 在判

島津三郎左衛門尉殿
（忠宗）

異賊防禦に関し、鎮西の地頭御家人并びに本所一円地の輩は、守護の催促に従って警固の用意を加え、防戦の忠功を抽んずべきを先般来命してきた、今般鎮西奉行人を定めたが、そのために守護を軽んじてその命に従わないようなものが出てくるならば、たとい合戦に従っても不忠とする、その旨を薩摩国中に相触れよ、⁽⁷⁾ といふのである。幕府は、異国防御に際して地頭御家人と守護との間が不和になることをもつともおそれていた。⁽⁸⁾ 守護の権限がたてまえては、大犯三箇条に限定されており、鎮西守護人の設置ならびにその任務遂行は守護の権限にかならずしも抵触するものではないが、管内の地頭御家人には守護権限の実質的な縮小化としてうけとられる傾向はあったろう。異国防御

推進のための措置が、かえってその内実をそこなうようになっては意味をなさない。幕府が前記の命を出した所以である。しかし、このことについて、これ以上具体的に知り得る史料には恵まれない。

守護と談議所との所管事項で、従来から指摘されているのは、所務・雑務・検断の三沙汰をめぐる問題である。このことについては、すでに早く相田二郎氏が薩藩旧記雑録前編卷七検見崎文書正応元年（一二八八）七月廿九日沙弥某書下案に「於犯過事者、不及談議所沙汰之間、於守護方可致沙汰」とあるのを引用して、談議所の権限が専ら聴訴に止まったこと、犯過人の沙汰は従来からそうであつたように依然守護方の取り扱うところであつたことを指摘し、談議所と守護との権限の相違を示すものとされた。石井良助氏も相田二郎氏の意見と所抛の史料をふまえて、談議所の掌るところは民事裁判のみであつて、刑事裁判に及ばなかつたとされた。佐藤進一氏も石井氏の意見に従い、「犯過事」は訴訟分類上の検断沙汰と同意語と解し得るから、談議所の権限は刑事裁判に及ばずと確言し得よう、とし、検断沙汰を除く所務・雑務両沙汰、すなわち民事裁判は挙げて談議所の所管となつたであろうかとの疑問をかかげ、「私は唯談議所の後に来る鎮西訴訟聴断の職「鎮西探題」の管轄権が、後述の如く所務沙汰のみに限られ、雑務・検断両沙汰は挙げて各国守護の所管とせられた事より推して、今談議所の権限も所務沙汰のみであり、他は守護に委せられたのではあるまいかとの臆見を提示するにとどめる」（二九四—五頁）と説かれた。

佐藤氏の所説は大綱において踏襲すべきものと考ええる。しかし、ここに若干問題になる史料が存在する。次の二史料がそうである。まずその史料の性格について考え、守護と談議所との権限に関して、はたして右の原則どおりであったかどうかを再考してみたい。

- ① 肥前国悪党并博奕事、可致嚴密沙汰之旨、重所被仰下也、而或令隱置領内、或憚傍輩、令阿容云々、太無其謂、悪党之由、於令風聞之仁者、不見聞隱、以起請文、可被注申也、仍執達如件、

弘元十年二月十八日

左近將監 御判

鎮西談議所

前遠江守 御判

武雄大宮司(頼門)小二郎殿

② 河棚住人秋丸恒安申、差遣青方四郎下人弥五郎并五郎三郎等、令山賊由事、訴状如此、子細見状、為尋沙汰、

可被召進其身候、仍執達如件

正応四年六月廿八日

(大友親時)
前因幡守

(北条定宗)
平 (花押)

(高家)
青方四郎殿 (一五〇) 青方文書

① について『佐賀県史料集成』古文書編第二卷武雄神社文書七四号はその文書名を六波羅御教書案とし『大宰府史料』中世編(三)は「鎮西奉行北条為時、同大友親時、肥前国悪党并博奕を、厳密に沙汰すべきことを、武雄大宮司に命ず」と綱文し、左近將監に大友親時、前遠江守に北条為時の傍注を施している。当時六波羅探題は南方が修理亮北条兼時、北方が武蔵守七条時村であるから、『佐賀県史料集成』の文書名は当たらない。『大宰府史料』の人名比定について考えると、まず前遠江守を北条為時に当てるのは、比志島文書や河上神社文書等によると、弘安九年末から為時が前遠江守で現われるから、問題はない。

左近將監を大友親時に当てることの可否が問題である。親時が単独で直接発給文書を出しているのは、弘安十一年(一二八八)三月廿日の志賀文書がもっとも早い^⑪が、その官途は因幡守である。大友氏関係の系譜類によると、親時は左近將監を経て因幡守となっている。系譜類に信をおけば、右の志賀文書の年月日以前に属する武雄神社文書の左近將監を大友親時に当てることは可能である。親時を鎮西談議所奉行人として考えると、^⑫為時の立場はどういうことになる^⑬か。談議所の奉行人としてか、あるいは肥前守護としてか、の何れかであろう。為時が単独で談議所奉行人

として活動した史料を残していないこと、本文書が為時の守護管国の肥前関係文書であることなどから考えて、為時の立場は肥前守護としてのそれであつたと判断される。ただ談議所奉行人が守護でもある場合、その守護管国に奉行人としてかわかることはありうるから、為時が談議所の奉行人でないとはいひ切れない。このような留保を残しながら、本文書は肥前守護北条為時に談議所奉行人としての大友親時が副うて出したものとみておきたい。②の文書についても、同様にみられる。すなわち、肥前守護北条定宗（為時の子）に談議所奉行人大友親時が副うて連署で出したものである。

以上の論証が認められるならば、この二通の連署書下は、談議所の権限に関する貴重な史料であるといえる。①は肥前国悪党并びに博奕のことに関し、肥前国内の御家人に注申を命じたものであり、②は肥前国河棚住人の訴えにより、山賊をはたいたと目される下人の召進をその主に命じたものである。つまり、悪党・博奕・山賊に関することである。とくに山賊は、検断沙汰にはかならない。これまで、検断沙汰は談議所では取り扱わなかつたといわれているが、これらの史料により、談議所が所轄の守護と共に検断沙汰をおこなつたことが知られる。ただ、談議所が独自に検断沙汰をおこなつた事例は管見に入らないし、これが肥前国だけの特殊事例なのかどうかは、現在のところ明らかでない。①ともあれ、肥前国に即していえば、談議所は守護と共に検断沙汰をおこなつていたのである。いちおう、佐藤進一氏の所説をふまえて、鎮西談議所の権限は、原則的には所務沙汰にあり雑務・検断両沙汰は守護にあつたが、肥前の場合、例外的に談議所が守護と共に検断沙汰をおこなつてゐるとしておこう。

(4) 恩賞配分

佐藤進一氏は鎮西談議所の所管事項について、御家人恩賞配分状の発給を例にあげて、単なる訴訟関係のみならず、鎮西における守護地頭御家人の一般的統率事項にも及んだとし、幕府職制上、鎮西武家統率機関と言ひ得るとさ
鎮西談議所

鎮西談議所

れた（一九六頁）。談議所の幕府職制上における位置付けについて、恩賞配分状の発給に関する理解の如何が、重要なポイントになっているのである。

武藤・大友両氏による蒙古合戦勲功賞配分状の発給について、両氏がどのような権限によって同状の発給をおこなったかについては、鏡山猛氏は守護の権限によって執行したものと解され、佐藤進一氏は鎮西談議所頭人の権限によって沙汰したものと考えられた。瀬野精一郎氏は論文「鎮西談議所」〔『社会と伝承』三卷二号〕で、武藤・大友両氏は鎮西に各種権限を有していて、蒙古合戦勲功賞配分状がいかなる権限にもとずいて行使されたかは判別しがたいとして、関東御教書（後掲）による特命にもとずいておこなったものであり、鎮西談議所の権限とは別のものとされ、鎮西談議所の権限は訴訟審理のみに限られ、一般的軍事的御家人統率の権限は有しなかったとされた。さらに論文「鎮西御家人と元寇恩賞地」〔『九州史字』一四号〕では、「守護の権限によるとすれば（鏡山氏の意見をさす）他の鎮西各国守護が参与していない点が納得出来ないし、鎮西談議所頭人によるとすれば残る薩摩入道（宇都宮尊寛房）、渋谷権守入道（本仏種重）が参与していない事に疑義が残る。したがって鎮西談議所頭人の権限をはじめ各種権限を含めて鎌倉時代初期から鎮西に特殊権限を有した少式・大友両氏に対し弘安九年十月十九日関東御教書（大友文書）による特命によって配分を委任されたものと考えるのが最も妥当ではないかと考える。」とされた。二論文の間には若干表現の相違がみられる。前者では談議所の権限とは別のものとされ、後者では鎮西に特殊権限を有した武藤・大友両氏が関東御教書による特命によって配分を委任された、としておられる。筆者としては、後者の、より巾広い解釈に従いたい、瀬野氏がとくに論文「鎮西談議所」で示された疑問にそいながら、この問題に対する筆者の意見を述べてみたい。

まず、両氏による恩賞配分が守護の権限によるものでないことは、瀬野氏のいわれるとおりである。次に大友頼

泰・武藤経資兩人が幕府の特命によって配分を委任されたとみる瀬野氏の意見は、氏の所拠とされる次の大友文書によって動かすことができない。

蒙古合戦勲功賞事、交名并田数注文遺之、早速検注、守注文、可令分付之、屋敷在家畠地等者、追田数分限、可令省宛、次神社仏寺免田并甲乙人給分、河海野畠山等者、暗難配分、然者、所出并所務之故実、分明可令注進、彼來到来之時、面々可成御下文也、但於今年所当者、令收納、可注申員数状、依仰執達如件、

弘安九年十月十九日

(北条貞時)
相模守

(大友頼泰)
兵庫頭入道殿

(北条業時)
陸奥守

(武藤経資)
大宰少貳入道殿

しかし、特命によるということは、鎮西談議所頭人としての権限にもとずくとする理解を、ただちに否定するものではない。このことは瀬野氏のいわれる「鎮西談議所頭人の権限によるとすれば残る薩摩入道(宇都宮尊寛房通、渋谷権守入道(本仏重種)が参与していない事に疑義が残る」という疑問と関連する。この疑問は、鎮西四人頭人が軽重なく寄合会議をしているという事態を前提とする。四人の寄合会議は否定できないが、武藤経資・大友頼泰と宇都宮

通房・渋谷重郷との間に軽重があったことは、関係諸史料の明示するところである。それは、武藤・大友両氏が鎮西において諸権限を併有していたからである。武藤氏は大宰府の武家側最高責任者・守護・鎮西談議所頭人を兼ね、鎮西西方奉行と呼ばれていた。大友氏は守護に鎮西談議所頭人を兼ね、鎮西東方奉行と呼ばれていた。両氏の鎮西東西奉行については次項で述べる。武藤・大友両氏の、このような鎮西における特殊権限を考えると、鎮西談議所四人頭

鎮西談議所

人のうち、武藤・大友両氏と宇都宮・渋谷両氏との間に軽重があったのは、談議所の設置当初からであったと推察される。談議所頭人のうち、その主班であり、鎮西に諸権限を併有し、とくに鎮西東西奉行として蒙古合戦勲功賞配分の準備にあたっていた武藤・大友両氏にあて勲功賞配分の特命が下されたのは当然であろう。なお、両氏が蒙古合戦の際、日本軍を指揮して防戦に当たっていること、とくに武藤経資が軍功検知の引付をしていたことは、両氏が蒙古合戦勲功賞配分を執行する前提として重視すべきである。

瀬野氏がすでに引用・指摘されているように、青方文書(一)―九七号に下欠の某申状案があり、それに「 被宛行配分之条、談議所配分状明鏡也」とある。この配分状というのは、同文書(一)―四四号正応二年(一二八九)三月十二日の武藤経資、大友頼泰兩人の発給にかかる蒙古合戦勲功賞神崎庄配分状をさすものと思われる。すなわち、武藤・大友両氏発給の配分状は、当時、鎮西談議所(頭人)発給の文書として理解されていたのである。換言すれば、鎮西東西奉行と鎮西談議所頭人(武藤・大友)とが一体としてうけとられている、といえよう。

恩賞配分が広義の異国警固に属し、談議所が異国警固の任務を遂行する鎮西特殊合議訴訟機関の歴史を負うものであることを考えれば、談議所が恩賞配分状を出すことは当然である。談議所の恩賞配分に関する次の事實は注目すべきである。(1)談議所が肥前国御家人黒尾社大宮司藤原資門の蒙古合戦の軍功の審理をしていることが武雄神社文書水仁四年(一二九六)八月日の同人の申状にみえる。(2)新遍追加によると、正応四年(一二九一)二月三日、幕府は得宗被官尾藤内左衛門入道、小野沢亮次郎入道に、鎮西奉行人が阿党の事あるによって、軍忠を抽んでいている者でも注進を漏らしていることがあるから実情を調査せよ、と命じている。すなわちこれらの事實は、恩賞配分の基礎をなす軍功の審理・注進が談議所の任務であったことを物語っている。縷説したように、武藤・大友両氏は鎮西特殊合議訴訟機関および談議所頭人中でも、鎮西において特殊権限を行使してきたものであり、両氏が恩賞配分状の発給者となっていることは当然である。両氏は談議所の存立を基礎付けている異国警固にかかわる任務として恩賞配分をおこな

ったのである。

以上の論証によって、武藤・大友両氏による蒙古合戦勲功賞の配分は、鎌倉時代初期から鎮西に特殊な諸権限を併有し、蒙古合戦のおり指揮官として武士の軍功を検知してその実情にくわしく、鎮西談議所の事実上の主班として蒙古合戦勲功賞配分の準備手続に当たっていた両氏が、幕府の特命によっておこなったものである、といえる。談議所が訴訟の審理を所管事項としたのは、異国警固の実をあげていくためのものであり、恩賞配分もまたそのためのものであった。談議所はそのような意味での鎮西武家統率機関であった。

蒙古合戦勲功賞の配分については、すでに相田二郎氏の『蒙古襲来の研究』（吉川弘文館、昭和三年二月）、鏡山猛氏の「元寇役恩賞地の配分について」（『史淵』六輯、昭和八年三月）、瀬野精一郎氏の「鎮西御家人と元寇恩賞地」（『九州史学』一四号、昭和三四年二月）などの研究があり、かつ、当面の主題でもないので、武藤経資・大友頼泰兩人にかかわる点に関して若干のことを附言しておきたい。

蒙古合戦勲功賞配分のうち文永初度の役に関するものとして、現在知られるものは次の二例である。建治元年（一二七五）十月廿九日の肥前松浦一族山代氏の例と、弘安元年（一二七八）七月八日の肥前曾禰崎氏の例である。『竹崎季長絵詞』には、季長が建治元年十一月一日、恩賞を申し請うために御恩奉行の安達泰盛の邸宅に推参した時、恩賞として百二十余人に下文が下されたと泰盛がいったとある。右二例中の前者はこのうちに入っていたことになる。

後者の例から、文永初度の役の恩賞例はさらに増加するわけである。弘安再度の役以後の恩賞配分として、相田二郎氏は弘安九年（一二八六）、正応元年（一二八八）、同二年、同三年、同五―六年、嘉元三年（一三〇五）、徳治二年（一三〇二）の前後七回おこなわれていたことが知られるとしている。ただし、このうち正応五―六年の分は、追って配分をおこなうという予約だけが知られるのであり、その実施例は知られていない。

配分の実情は、現在残る配分状をもとに、配分地について調査をしてみると、ほぼ実態が判明する。配分例として

鎮西談議所

著名な肥前神崎庄についてみると、配分は現地の状況などを無視して、交名田数注文だけで田地畠地屋敷数を取りそろえて、機械的に配分している。配分対象の田地屋敷は一単位の経営体をなしておらず、無秩序に各所に存在していた。そのため被配分者は配分地の名主の抵抗をうけ収取を実現できず、所領経営は困難となり、在地支配を何等かの方法で強化するか、名主の抵抗に屈するか⁽¹⁷⁾の二者択一を迫られた。恩賞地を社寺に寄進する例が多くみられるが、これは後者の道をとったものである。武藤経資・大友頼泰兩人の名による配分は、正応元年十月三日（五例）、同二年三月十二日（一一例）、同三年七月十三日（一例）の一七例が確かめられる⁽¹⁸⁾。相田二郎氏のいわれる第二回・第三回・第四回の配分にあたる⁽¹⁹⁾。

これまで談議所の権限・実態を、関東・六波羅との関係、所管の訴訟対象、および蒙古合戦勲功賞配分の問題に即して考えてきた。談議所の幕府地方職制上における地位をおしはかるには、やはり関東との関係が中心になる。関東から、たてまえとして付与された権限と実際上の権限行使については前述のとおりである。その執務について、関東の指揮・監督を示す次のような史料が新編追加にあり⁽²⁰⁾、恩賞配分に関して一部既述したが、談議所の政治的性格を知るのに貴重な史料であるから、ここでふれておきたい。

一 鎮西輩訴訟事

或雖抽軍忠、奉行人依有阿党事、令漏注進、或所務相論之處、令引汲敵人之間、不注申之由、訴申輩有之、如此族訴訟事、尋究子細、可令注進之状、依仰執達如件、

正応四年二月三日

(北条宣時)
陸奥守判

(北条貞時)
相模守判

尾藤内左衛門入道殿

小野沢亮次郎入道殿

この史料から知られる談議所の実態は次の諸点にある。(1)佐藤進一氏の指摘のように、談議所の職掌が諸事の注進にあつたこと(二九五頁)。(2)ところが、奉行人が偏頗で公平を欠くため、軍功ある者でもその注進に洩れ、あるいは所務相論でも相論の相手方を一方に引汲してことの次第を公平に注進しない有様である。(3)そこで幕府は得宗被官の尾藤・小野沢両氏を派遣して実情の調査にあたらせたのである。この兩人は談議所の実情調査とともに、肥前国一宮河上宮の造営・神事興行にあたっている。⁽²²⁾このように「正式機関に対する監督彈劾権を個々特定の御内人に与え」⁽²³⁾ていること、つまり談議所の勤否が直接得宗によって掌握されていることに、とくに注目しておきたい。

注

(1) この関東事書は比志島文書にも伝えるが、虫損が多い。

(2) 『中世法制史料集』第一卷二七三頁。

(3) 右同書二七四頁。

(4) 右同書二七八―九頁。

(5) 最後の項で述べる。ここでは北条実政の来任直前までをとる。

(6) 鎮西における六波羅探題の権限の全般については、瀬野精一郎「鎮西における六波羅探題の権限」(竹内理三編『九州史研究』昭和四三年六月、御茶の水書房)に詳しい。

(7) この関東御教書案はすでに相田二郎氏によって利用されている(『歴史地理』五八卷五号)。この御教書案と全く同文の、宛名も同じで、ただ年月日が正応六年三月廿一日となっている関東御教書案が薩藩旧記雑録前編巻七樺山文書に収まっている。同様な幕命が二度出されたと解すべきなのであろうか。ところが『島津家文書』之一一三四号(薩藩旧記雑録前編巻七)には、北条兼時・時家を鎮西に派遣することを知らせた正応六年三月廿一日の関東御教書が収まっている。兼時・時家の鎮西派遣を「鎮西奉行人を定める」ことに対応させ、年月日を改めて兼時・時家派遣の条に掲げたものではあるまいか。薩藩旧記所収の文書については、従来、没批判に利用されている向きが強いが、なかには戒心を要するものがあると考ええる。

(8) 大友文書弘安三年(一二八〇)十二月八日関東御教書案。守護と地頭御家人の不和が主として検断沙汰がもとでおこるこ

鎮西談議所

とを指摘している。

- (9) 相田二郎「異国警固番役の研究」(『歴史地理』五八巻五号、昭和六年一月)。
- (10) 石井良助「鎌倉時代の裁判管轄」(二) (『法学協会雑誌』五七巻一〇号、昭和一四年一〇月)。
- (11) 田北学『増補訂正編年大友史料』三三三。
- (12) 本稿「構成員」の項を参照。
- (13) 北条為時は時氏の子。弘安四年二月から同年八月の間に、武藤経實にかわって肥前守護となる。建治元年に承ける日蓮の「蒙古使御書」には「北条六郎殿のやうに筑紫にや御座なん」とあってこのときすでに鎮西にきている。弘安九年末に従来の時定から為時と改名。「尊卑分脈」によれば正応二(一二八九)筑前で死去したという。
- (14) この事例では、下人という身分の問題が残る。北条兼時は僧侶の刃傷・殺害の件を審理し関東に注進している(京都大学所蔵文書永仁元年(一二九三)十二月日東大寺々務条々事書)。兼時の場合は、蒙古再襲の危機感の強かった臨戦体制下での軍政的側面からの処理だと解すべきであるが、談議所の検断沙汰をめぐる権限を考察する際の一資料である。
- (15) 鏡山猛「元寇恩賞地の配分に就いて」(『史淵』六輯、昭和八年三月。昭和四七年八月『九州考古学論攷』に再録)
- (16) 武藤・大友両氏が幕府の特命によって恩賞配分をおこなったことについての、次の瀬野氏の指摘は、この期における幕府政策史を考えるうえに興味ある指摘といえる。「この事は鎮西御家人をして異国警固に専念せしむるため、鎌倉幕府が行った諸政策の一環と考えられるが、結果的には最も困難な恩賞地配分問題の処理を少式、大友氏に委任する事によって、責任を一時的に回避した鎌倉幕府の巧妙な政策とも云える」(『鎮西御家人と元寇恩賞地』『九州史学』一四号)。
- (17) 神崎庄の恩賞配分の実情については、栗山朱美「肥前国神崎庄について―蒙古合戦勲功賞配分を中心に―」(昭和四七年三月九州大学文学部卒業論文)を参照した。
- (18) 瀬野精一郎「鎮西御家人と元寇恩賞地」(『九州史学』一四号、昭和三四年十二月)。
- (19) 相田二郎『蒙古襲来の研究』第八章。
- (20) 『中世法制史料集』第一巻二八五―六頁。
- (21) 四人頭人で相論を審理中、相論関係者が「奉行一人の注進状を誘い取り潜かに上洛する」というような事態が伝えられている(『深堀家文書正応二年十一月日沙弥西淨申状』)。
- (22) 河上神社文書一二三号正応五年六月十六日関東御教書。著名な正応五年八月十三日の河上宮造管用途支配惣田数注文もこ

のことと関係して作成されたものである。同文書三号に正応五年八月廿日沙弥某等連署施行状が収めてあるが、これは正しくは尾藤内左衛門入道・小野沢次郎入道兩人の施行状であり、同状中の「造宮注進衣食状」は右の惣田数注文をさしている。

(23) 佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」(竹内理三編『日本封建制成立の研究』一二四頁)。

鎮西東方奉行・同西方奉行

鎮西談議所頭人としての武藤・大友兩氏を理解する上に、兩氏が鎮西西方奉行・同東方奉行と呼ばれていたことの解明が重要である旨前項で述べた。本項ではこの点について考えてみたい。まず、鎮西東方奉行についてもっと早く注目されたのは田北学氏である。同氏はその編著『編年大友史料 正和以前』に都甲文書の鎮西東方奉行大友頼泰の召文を採録して(昭和一七年六月、富山房、四五八頁)、

(異筆)

「到来廿二」

蒙古合戦事、為尋沙汰、不日可召給代官候、恐々謹言、

建治三年六月十五日

(大友頼泰)

(花押)

(惟親)

都甲左衛門五郎殿

(折返端書)

「東方奉行所召文」

端書の文言から「大友頼泰を、鎮西東方奉行と称せるを特に留意せよ」と述べ、『増補訂正編年大友史料』三一―一七頁(昭和三八年六月)では、これに続けて「少貳氏を、鎮西西方奉行と呼びしなり」と付記しておられる。続いて瀬野精一郎氏は「鎌倉幕府滅亡の歴史的前提―鎮西探題裁許状の分析―」(『史淵』七五輯、昭和三三年三月)において、大友氏が少貳氏と共に鎮西奉行としての職権を行使していたと思われる若干の史料がある、として前掲召文をあげ、大友氏の東方奉行としての関係史料を掲げられた。さらに石井進氏が「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」

鎮西談議所

『史学雜誌』六八編一号、昭和三四年一月)において、また外山幹夫氏が「豊後杵原八幡宮の社領と大友氏」(『日本歴史』一三四号、昭和三四年八月)において言及された。瀬野・石井・外山三氏の論述でほとんど尽くされているが、鎮西東方奉行に関する主要史料である都甲文書の原本について調査し得たので(昭和四四年三月一四日)、先学の意見と結論的にさほど異なるものではないが、あえて筆を加えておきたい。

鎮西東方奉行に関する直接史料としては、前掲文書と共に、次の都甲文書をあげることができる。

蒙古人合戦事、去年大略注進言上候畢、而猶其時御奉公之次第、不日委可注給候、仍執達如件、

建治元年 十一月廿三日

(大友)

頼 泰 (花押)

(異筆)

「到来同年十二月七日」

都甲左衛門五郎殿

(折返端書)

「東方奉行所書下 ところを」

問題はこの「東方奉行所書下 ところを」および前掲の「東方奉行所召文」という端書が、いつ書き加えられたか、という史料の信憑性如何にある。筆者が原本をみたところでは、この書下、召文が都甲惟親のところに到来したときにか、あるいはそのときを余りへだたらないおりに都甲氏によって書き加えられたものと判断された。この端書は同時点ないし同時代のものとして疑点はなく、信頼してよいと思う。その観点から、同じ都甲文書の、

蒙古人合戦事、於筑前国鳥飼浜陣、令致忠節給候之次第、已注進関東候畢、仍執達如件、

(カ)

文永十一年 十二月七日

(大友)

頼 泰

都甲左衛門五郎殿

折紙也
此状尅通油布院平村之善左衛門依所望、本書写置進之候、都甲市兵衛惟信遣之、

元禄十五^{壬午}年二月三日

〔折返端書〕

「東方守護所御書下 蒙古合戦事」

は、写しではあるが、頼泰の下の花押の有無を除いて、原本の忠実な写しであると判断され、その端書も信頼できると考える。以上によって、三文書発給の時点、あるいはそれを余りへだたらないおりに、三文書をうけとった都甲氏が、大友頼泰を東方奉行、東方守護所と呼んでいたことは明らかであり、蒙古襲来時において大友頼泰が一般に東方奉行と呼ばれていたこともおのずから明らかである。そして東方奉行としての活動が、とくに蒙古合戦勲功のことににおいてあらわれている点は注意すべきである。このことは、蒙古襲来の前後、大友氏が武藤氏と共に、異国警固番役の統轄に従い、合戦時において日本軍の指揮者であったことと深く関連する。次の、軍功の調査に関する斑島文書所収の史料は、

筑後国御家人守部弥次郎盛通・同四郎盛時・同六郎光盛等申蒙古合戦事、申状如此、任実正載起請詞、可令申左右給、仍執達如件、

建治三年七月五日

(大友)
頼泰(花押)

斑嶋右衛門三郎殿

文永の役における筑後国御家人守部氏の軍功検知に関し、肥前国御家人斑嶋氏にあてて発した頼泰の間状であるが、頼泰は当時筑後・肥前両国の何れの国の守護でもない。これは文永の役の軍功検知に関する鎮西東方奉行としての事蹟を示す史料である。前田家本野上文書に、次のような大友頼泰(法名道忍)の書下がある。⁽²⁾

鎮西談議所

鎮西談議所

小田左衛門尉重成申蒙古軍功証人事、為被相尋子細、今月中可令上府給、但要害番、若令指合者、以其隙可有参府也、仍執達如件、

弘安七年六月十九日

(大友頼泰)
沙弥(花押)

(資直)
野上太郎殿

小田重成の蒙古合戦軍功の証人として野上資直を上府せしめたものであるが、頼泰が蒙古合戦軍功の検知をしていることと、そのために証人を上府させていることの二点は注意すべきである。つまり鎮西東方奉行としての権限にもとづくものであるが、なかならず頼泰が鎮西東方奉行として上府を命じていることは注目される。これは考えてみれば当然のことであるが、「上府せしめる」というたぐいの表現をもつ史料は、ともすると一義的に武藤氏の発給文書と解される向きがあるからである。『大分県史料』9都甲文書所収の次の文書名について、

蒙古人合戦勲功事、重有御尋子細、為御注進、今月拾日以前、可令差進御代官給之旨、御沙汰候也、恐々謹言、

建治元年

十一月六日

(小田原)
景泰(花押)

真玉又二郎殿

伊美兵衛二郎殿

都甲左衛門五郎殿

同書の編者は「鎮西東方奉行所召文」としている。直接発給者の小田原景泰は大友頼泰の一族・代官であり、豊後守護代としての発給とそれなくもないが、『大分県史料』のように解しても不当ではない。なお、文永十一年(一二七四)の蒙古人襲来に関する立花和雄氏所蔵大友文書所収の関東御教書に加えられた朱書について、

(朱書)
「鎮西管領之時被成之」

蒙古人襲来対馬・沓岐致合戦之間、所被差遣軍兵也、且九国住人等、其身縱雖不御家人、有致軍功之輩者、可被抽賞之由、普可令告知之狀、依仰執達如件、

文永十一年十一月一日

(北条義政)
武藏守 在判

(北条時宗)
相模守 同

(頼泰)
大友兵庫頭入道殿

田北学氏は、「鎮西管領」は鎮西守護人(又奉行とも称す)の意なり、と述べておられる。⁽³⁾ 朱書が書き加えられた時期は詳らかにし得ないが、歴史の実態としては田北氏のいわれるとおりであろう。ただ、朱書を加えたものの心理としては、鎮西守護人すなわち鎮西東方奉行というのではなく、鎮西探題の意味で書き加えたものであろう。⁽⁴⁾ 阿蘇文書によると、正応二年(一二八九)五月十二日、北条貞時が肥後阿蘇上宮に神馬・太刀等を進献したとき、大友頼泰は送文を付してこれを阿蘇大宮司惟国に送達しているが、その端裏書には「自肥後国守、被進阿蘇上宮御神馬以下御宝物送」⁽⁵⁾「鎮西東方送文」とあり、蒙古襲来の現実の危機がなくなったこの段階でも、大友頼泰は鎮西東方奉行と称されていた。いうまでもなく鎮西談議所の開設中のことである。

以上によって、大友頼泰が豊後守護としての立場以外に、鎮西東方奉行として、蒙古襲来という臨戦体制下で、鎮西将士に対する指揮権を行使していたことをみた。大友頼泰の東方奉行とならび、西方奉行として同様の権限を行使していたのは武藤経資である。経資が「鎮西西方奉行」であったという直接の史料的表现はみないが、後述のような、大友頼泰とならんでの共通の権限行使の過程をみると、頼泰が鎮西東方奉行と呼ばれておれば、経資が西方奉行と呼ばれていたであろうと推測することは、むしろ当然である。『筑後将士軍談』所収野上文書建治元年九月廿二日野上

鎮西談議所

資直あて大友頼泰催促状は、異国警固のためまず筑後国守護所辺に出向くよう命じたものであるが、その中に「蒙古人警固事、九・十兩月者、可有其疑之由、其聞候之旨、自西方守護人之許、被告送候也」とあって、西方守護人の呼称がみられる。⁽⁹⁾西方守護人は大友頼泰の東方守護人に対する呼称で、武藤経資を指すものである。右文書に関連するものに前田家所蔵野上文書建治元年六月五日野上資直あて大友頼泰書下があり、その書き出しに「西方要害警固事、用意のため、自来七月朔日、至同月晦日、壹番衆乃内として筑後国守護所辺にむかひまうけさせ給へく候」とある。豊後国御家人野上資直に対し、西方守護人の直接指揮下に入って西方要害を警固するよう、豊後守護であり東方奉行である大友頼泰が指示を与えているものと解される。弘安九年（一二八六）九月十二日、豊後玖珠郡帆足郷大隈村地頭代帆足道員が、帆足郷検注勘料のことに關して出羽右衛門入道あてに出した書状の書き出しに「関東御教書、連々西方到来之由、承及候、依之、若西方に御越なと候者、其比委可蒙仰候⁷」とある「西方」というのは、西方奉行所と理解される。

しからば西方守護所・西方奉行という表現は、史料的にいつから現われるのであろうか。文永六年（一二六九）九月二十四日、大宰府は高麗国使金有成・高柔の対馬に到着したことを朝廷に報じ、兩人を大宰府守護所にとどめたことが『本朝文集』贈蒙古国中書省牒・『元史』^{二百八}日本^{九十五}外夷伝にみえ、至元八年（文永八・一二七一）九月二十五日の蒙古国牒状（東福寺所蔵）に「致大宰府、有守護所」「守護所少武殿」とあるが、このことに関する『元史』の記事中に、蒙古使者趙良弼らが日本人弥四郎らと「大宰府西守護所」に至ったことがみえる。大宰府守護所を東・西に分けていう史料的表现のもっとも早い例である。

しかしその実態はこれ以前に遡る。『吾妻鏡』貞応二年（一二二三）十一月廿七日条の大友能直の卒去の条に「當時鎮西事一方奉行之、有不慮事之時、子息次郎親秀相繼可沙汰之由蒙兼日仰云々」とあり、『明月記』には能直のことを「鎮西守護」（嘉祿二年・一二二六・七月十四日条）とか「筑紫大頼」（同元年三月廿八日条）と呼んでいて、

大友能直が複数の鎮西奉行（鎮西守護）の一員であることは明瞭である。これを中原親能以来とする『武家名目抄』の主張には、にわかには同じ難いし、益永文書・志手文書に全文を載せ、大友文書に抄写を収める建久六年（一一九五）五月日の中原親能鎮西守護人補任のことは、史料的に拠り得ないが、その蓋然性はある。石井進氏は『島津家文書』之一一三一号、康安元年（一一六一）島津道鑑申状にいう、建久年中武藤資頼の前三ヶ国守護職への補任と同時に、中原親能に後三ヶ国守護職の補任がおこなわれたという記事に拠りながら、「鎮西奉行から各国守護への分化に際して、鎮西奉行資頼と同時にそれと並ぶ地位を獲得した親能がそれ以前、資頼と並ぶ鎮西奉行の職にあったものと推測」された。周知のように、石井進氏は、建久四年（一一九三）より六年に至る鎮西奉行天野遠景の離任を機として、武藤資頼・中原親能両人の鎮西奉行就任、つまり奉行の複数化を考えられ、次いで鎮西奉行から各国守護への分化を主張しておられる⁸⁾。肯定できる見解である。ただ、複数鎮西奉行から各国守護への分化をみたあとも、武藤・大友両氏の鎮西奉行的性格は残り、それが蒙古襲来の臨戦体制下で明瞭に認識されたのである。

鎮西東西奉行の淵源は鎌倉初期にあり、蒙古襲来前後にその活動があらわれる。呼称としては鎮西談議所設置中の正応二年（一二八九）まで知られるが、「鎮西を奉行する」武藤・大友両氏の特殊権限は、その後、実態としては消滅していない。鎮西談議所段階では鎮西四人頭人中の主班としての立場と一体化しており、鎮西探題設置後は引付頭人として制度的に固定されているが、探題の未補・退座の間は、鎮西奉行の実質を発揮している。この状況は南北朝時代の鎮西管領（九州探題）の制度下においても続いている。

注

- (1) 伊予国白井文書で東京大学文学部所蔵の斑鳩文書の中にはない。九州史料叢書四二号。
- (2) 前田家本野上文書には、森三郎朝通あて同日同文の大友頼泰書下が別に一通ある（田北学『増補訂正編年大友史料』三一九四号）。
- (3) 田北学右同書一頁。

鎮西談議所

- (4) 大友文書建治元年七月十七日関東御教書の朱書も同じ。
- (5) 『阿蘇文書』之一一五五号。
- (6) この点すでに外山幹夫「豊後杵原八幡宮の社領と大友氏」(『日本歴史』一三四号、昭和三四年八月)に指摘されている。
- (7) 立花和雄氏所蔵大友文書。
- (8) 石井進『日本中世国家史の研究』第一章(昭和四五年七月、岩波書店)。

存続期間

鎮西談議所の存続期間について、弘安九年(一二八六)七月の設置は何ら問題はないが、終末については説が分かれており、しかもそれは単なる時間的な問題ではなく、次の北条兼時・時家の任務内容の理解とも関連し、談議所の性格付けと不可分の関係にある。次にこの問題の検討に移ろう。

相田二郎氏の意見。禰寝文書永仁三年(一二九五)五月一日関東下知状により、武藤経資・大友頼泰が佐多定親等の訴陳状具書等を関東に執進している例をあげて、当時なお鎮西談議所の存在が確認せらるるとし、兼時らがこれと別途に聴訴をおこなう筈はなく、兼時らは防戦の戦備にのみ指揮を加うるに過ぎない地位にあったもの、とされた(『歴史地理』五八巻五号)。

佐藤進一氏の意見。正応五年(一二九二)七月まで存続したことを知り得るとし、従来鎮西談議所が有した権限は永仁元年の鎮西探題北条兼時・時家にひきつがれた、永仁三年三月、兼時・時家の東帰以後鎮西探題北条実政の就任に至るまでの約一年半、鎮西談議所が再度設置せられ、兼時・時家と次代実政との間の仲継的役割をはたした、との考えに立っておられる。

佐藤氏がこのような見解に立たれたのは、①史料検策の結果、談議所の存置を示す積極的史料が正応五年七月以降

みられないこと、②この年次のあとをうけ、兼時・時家が永仁元年（正応六年＝一二九三）探題として鎮西に下向してきたこと、山田文書正安二年（一二三〇）七月二日鎮西^{北条}下知状に「越州御下向之時、於引付問答之座」の記述があるところから、兼時の代に鎮西談議所とは異なる訴訟機関「引付」が設置されたこと、③来島文書嘉元二年（一二三〇）十月廿日の鎮西^{北条}政頭下知状に、兼時・時家の東帰後にかかる「永仁三年十一月廿四日談議所奉書」あるをもつて、兼時・時家帰東後永仁四年（一二九六）北条家政の鎮西探題就任に至るまで鎮西談議所が復活再置された、以上である（二九六頁以下）。

瀬野精一郎氏の意見。佐藤氏の意見が兼時・時家の有した聴訴の権を強調するあまり鎮西談議所の存在を否定するに急であるとの感が強い、と批判し、兼時・時家は鎮西探題成立への過渡的性格をもつもので、佐藤氏の兼時・時家の下に鎮西談議所とは異なる訴訟機関「引付」が設定されたという史料解釈について、従来の鎮西談議所頭人の上にあつて兼時が訴訟を奉行したとの解釈も可能であるとして、鎮西談議所の終末を北条実政の下に鎮西引付衆が任命された時まで下げられた（『鎮西談議所』『社会と伝承』三卷二号）。

談議所の存続期間の考察は、次の兼時・時家の任務の性格付けと関連するが、その点については、別稿で述べている^①。ここでは、談議所の終末の問題に焦点を合わせ、兼時・時家の在任中に談議所の活動が知られないかどうか、さらに、兼時・時家の東帰後における談議所の活動の問題をどう理解すべきか、という点について考察してみたい。

談議所の存続期間の問題を考える場合に、もっとも肝心なことは、兼時・時家の在任中に、その活動の事蹟は知られないのか、ということである。これについての先学の意見は、前述のとおり、所見なきものとしておられる。しかし、兼時・時家の在任中、談議所の活動を示す事実がある。

肝付氏系図文書写によると、永仁三年（一二九五）二月廿八日、大隅守護代実光および大介兼税所篤秀が、関東下知状および宰府施行状のとおり、田地・在家・狩倉を肝付郡弁済使兼石に打ち渡している。これは、正応二年三月

の鎮西談議所の注進により、本文にいうように、正応六年五月廿四日に関東下知状が出されたものである。だから、「宰府施行状」は同日以後永仁三年二月廿八日以前に出されており、かつ「宰府施行状」の語意は、鎮西談議所の施行ということである。ともあれ、右の事実は、兼時・時家在任中のいわゆる「鎮西談議所」の存続を示す史料である。その実体の理解については後で述べよう。ひきつづき、兼時、時家東帰後北条実政に至るまでの間の談議所の事蹟についてみる。

前述のように、相田二郎氏は禰寝文書永仁三年（一二九五）五月一日付けの関東下知状を典拠として、当時なお談議所の存在が知られるとされたとされたが、この日付けは佐藤進一氏の批判のように、関東裁許の時日であり、談議所奉行執進の時日ではない。だから兼時・時家東帰後における談議所の存続を示す史料とはいいがたい。

肥前櫛田神社の縁起をみると、兼時・時家の東帰後における鎮西談議所の活動のことがしられる。これは、御詫宣によって、異国征伐のために博多の櫛田宮に御剣を送り、その後肥前の本社に返却しようとしたとき、蛇が剣を巻いて、渡し難かったので、本社は鎮西談議所にその子細を申し、鎮西談議所からは武藤氏の使者千竈大進房耀範と大友氏の使者坂田宮内左衛門入道が使節として派遣され、検見したというものである。両使者の注進状が書かれた年次は、永仁三年（一二九五）十月四日のことである。

この注進状は肥前櫛田神社の縁起に収まっており、一見縁起臭の強いもののように思われるが、内容を検討してみると信頼性のある史料だとみてよい。内容的にとりたてて疑問視すべき点もなく、何よりも武藤氏の使者千竈大進房耀範は実在の人物であった。中村統と伊田原嗣との相論にかかる筑前国怡土庄末弘名作毛の渡付を命じた広瀬文書永仁五年（一二九七）十月廿八日武藤盛経書下の宛名（つまり守護使）は千竈大進房である。中村令三郎氏所蔵文書には嘉元二年（一三〇四）十二月晦日の耀範の異国警固番役覆勘状がある。耀範は武藤盛経の被官であつたらしい。この史料から談議所の実務担当者が、武藤・大友氏らの被官であつたことが知られる。また、談議所の任務の一つに神

事関係があったことも知られる。

以上の論証が認められるならば、兼時・時家の在任中およびその東帰後鎮西探題北条実政の就任⁽³⁾に至るまでの間、「鎮西談議所」は存続していたことになる。つまり、弘安九年（一二八六）七月、談議所が設けられて以来永仁四年に至るまで、いちおう談議所の存続を認めうるとしても、その性格は一樣ではなかったのである。兼時・時家東帰後の談議所の実態は、おそらく兩人来任以前の談議所の実態とほぼ同様であつたろうから、これはあまり問題はない。問題は兼時・時家在任中の「鎮西談議所」の存在をどう考えるかである。

そこでまず、兼時・時家ら（鎮西惣奉行所）の任務内容を概括し、談議所の人的構成、運営について再考してみる必要がある。くわしくは別に述べているが、兼時・時家の下には関東（乃至は六波羅）から来た引付奉行がいて訴訟の実務運営にあたっており、兼時・時家は異国警固の任務を遂行するため軍事指揮を中心としながら聴訴にあたっていた。

談議所は四人頭人程度の寄合合議（実質的には武藤・大友両氏の合議であろう）で、ことを決する機関であつて、整然とした統治機構ではなかったことである。兼時・時家来任のとき、あるいは実政来任のとき、これを廃止した積極的史料がないのは、一つには談議所のこのような性格にもとづくものであらう。だから、兼時・時家の来任にともない、武藤・大友氏らは必要があれば兼時らの命によって動いたであらう。その意味で、武藤・大友氏らは兼時・時家の指揮下に包括されたとみても不当ではあるまい。兼時・時家の在任中、聴訴の面では、兩人および安富氏ら関東（乃至は六波羅）からきた引付奉行人によって主としてことが運ばれていたのであるが、この体制に武藤・大友氏らを中心に位置付けてみるならば、兼時・時家―武藤・大友―引付奉行人という形が考えられる。後の鎮西探題において、武藤・大友氏が引付頭人となり、安富氏らが引付奉行人となつてゐる体制の原型を、ここで想定してもよいのではあるまいか。なお、鎮西探題になつてから、探題未補・退座の間、武藤・大友両氏が探題の代行をしている事実も、右のことと関連して理解すべきであらう。だから、兼時・時家の任が解かれた場合、北条氏一門を頭首とする次

鎮西談議所

の機関が新たに制度的に設置されない限り、武藤・大友両氏の鎮西統治に占める旧来からの性格上、ふたたびいわゆる「鎮西談議所」の機能を發揮することとなるのである。⁽⁴⁾

さきの肝付氏系図文書写における兼時・時家が任中の鎮西談議所の存続の意味もおのずから明らかである。つまり、ここである「宰府」の語意は、前述のように「鎮西談議所」をさしているが、実体としては、兼時・時家らとは別箇に存在した「鎮西談議所」ではなく、武藤・大友両氏らを包摂した兼時・時家らへ「鎮西惣奉行所」を指しているのである。

以上のようにして、鎮西談議所は人的構成の面に即して、兼時・時家の来任後も存続したとみるのであるが、「存続」の意味については前述のとおりであり、この間、幕府の鎮西統治機関として独自の機能を發揮したとみることはできない。歴史的意義を論ずる場合には、兼時・時家の来任以後については、ほとんど問題とすべきことはない。

注

- (1) 川添昭二「鎮西惣奉行所―北条兼時・時家の鎮西下向―」『金沢文庫研究』二〇〇号、昭和四七年二月。
- (2) 薩摩の千電氏については、五味克夫「薩摩国守護島津氏の被官について」『鹿大史学』一二号、昭和三九年一月。
- (3) 形式的には瀬野氏のいわれるように、実政のもとに評定衆・引付衆が配置されるまでである（『鎮西談議所』『社会と伝承』三卷二号）。
- (4) 来島文書嘉元二年（一二〇四）十月廿六日鎮西^{北条}政顕下知状案。

小 結

以上縷説してきたことを、箇条書きにして、まとめておきたい。

- (1) 鎮西談議所は、異国防御の実をあげるため、鎮西独自の訴訟審理機関として、鎮西特殊合議訴訟機関のあとをう

け、弘安九年（一二八六）七月、博多に設置された。

- (2) 構成員は、設置当初、武藤経資・大友頼泰・宇都宮通房・渋谷重郷の、いわゆる「四人頭人」であった(1)とともにすでに先学の指摘されたところ)。正応四年（一二九一）半ばから余り遠くない時期に、前二者がそれぞれ息の盛経・親時とかわった。構成員は基本的には四人頭人であったといつてよい。四氏は鎮西探題北条実政のもとで、評定衆・引付衆となる。談議所は四人頭人が寄り合い尋ね成敗―裁許するたてまえであったが、武藤・大友両氏と宇都宮・渋谷両氏との間には自ら軽重があり、前二者が事実上の主班であった。

- (3) 談議所は、鎮西特殊合議訴訟機関の任務内容を継承しながらも、同機関の東使の下知の効力は認められておらず、霜月騒動を機とする幕府政策の変化が、この否定に如実に反映している。この変化は否定のなかに、得宗の鎮西に対する専制的支配の強化が明瞭に看取できる。

- (4) 右のことと関連し、四人頭人の一人宇都宮通房が、一時期、得宗の守護管国肥後の守護代を兼ねていたこと、何よりも、談議所奉行人の偏頗をなくすために得宗被官を直接派遣して、談議所の指導・監督にあたらせていることなどから判明するように、談議所に対する得宗の指導・監督は直接的であった。

- (5) 談議所の権限―訴訟の審理対象は、原則的には所務沙汰だけで、雑務・検断両沙汰は守護に配されていたが（この点すでに先学の指摘済み）、肥前の場合、談議所が守護とともに検断沙汰をおこなっている。北条兼時も検断沙汰に関与していた。

- (6) 談議所は原則的には幕府から鎮西における裁断権を委ねられていたが、最終的な裁断をおこなった裁許状は残しておらず、実態としては問状・召文などの訴訟審理手続および関東への執進・注進にあたっていた。聴訴の面に即していえば、談議所は訴訟準備機関または下級裁判所的性格のものであった。この点、すでに先学によって明らかにされているが、本論では、その論証方法を別にし、詳細に論じた。

鎮西談議所

(7) 談議所頭人中の武藤・大友両氏は、鎌倉初期から鎮西において特殊な諸権限を併有していたが、幕府は特命をもってこの両氏に蒙古合戦勲功賞の配分をおこなわせている。幕府は異国防御の実をあげるために、鎮西談議所の主班頭人でもある武藤経資・大友頼泰両人に、聴訴のみならず恩賞配分をもとりおこなわせたのである。

(8) 右のことと関連し、談議所の性格を知る上に、その主班頭人たる武藤・大友両氏が、いわゆる鎮西西方奉行・同東方奉行であったことの理解は不可欠である。鎮西東西奉行の淵源は鎌倉初期にあり、とくに蒙古襲来前後にその活動があらわれる。呼称としては談議所の設置期間中まで知られるが、「鎮西を奉行する」両氏の特殊権限は、実態としては南北朝期まで継続する⁽¹⁾。

(9) 談議所の存続期間については、正応六年(一二九三)の北条兼時・時家の鎮西下向によって制度的に明確に廃止されたとはいえない(従って兩人東帰後の再設置も確定的ではない)、人的側面に即していえば、武藤・大友氏らは兼時・時家の「鎮西惣奉行所」の下に包摂されたとみることとも可能である。だから、その意味では、談議所は鎮西探題北条実政の来任時まで、より厳密に言えば、実政の下に評定衆・引付衆が設置されるまで存続していたとみられる。この点、時期の面だけに限定すれば瀬野氏と同一意見になる。談議所は、何よりも四人頭人によって運営されていたのであるから、整備された機構としてではなく、四人頭人という人的構成に即して理解すべきである。しかし、談議所の独自性は、たとえば、兼時・時家の来任までについて述べるべきであって、兼時・時家はいちおうは、広義の談議所に包括されるけれども、次の鎮西探題への過渡的性格を濃くしているという点で、旧来からの談議所に対し独自性をもっている。

(10) 北条兼時・時家の鎮西下向については別稿に述べているが、広義の談議所に包括できる項目であるから、ここでその要旨を述べておきたい。兼時・時家の鎮西下向は、正応五年(一二九二)の高麗からの来牒を機とする。異国襲来の深刻な危機感につつまれた臨戦体制下におこなわれ、兼時は異国防御―防戦の最高長官として派遣された。

兼時・時家は異国防御の軍事指揮権を中心に聴訴の権をもち、鎮西惣奉行所とよばれた。同所は旧来の談議所頭人武藤・大友氏らを包摂し引付奉行人をそなえていた、とみられる。兼時・時家の東帰のあとは、武藤・大友氏らが旧来の談議所の機能を継続・発揮した。兼時・時家には聴訴の権はあったが、確定判決を示す裁許状を出しておらず、それは北条実政の就任をまたねばならなかった。兼時・時家の鎮西惣奉行所は、次の鎮西探題に至る、幕府の、鎮西統治の過渡的な支配機構であった。

注

(1) 竹内理三編『太宰府天満宮史料』巻八(昭和四七年一二月刊)には鎮西東方奉行大友頼泰の事蹟が網羅されている。とくに書陵部所蔵八幡宮関係文書の掲出は貴重である。